

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年12月7日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

尾上昭則	出射 實	宮本英美	由喜門 尊
藤原由果	宇津木康文	石黒五月	藤原和正
久山英之			

欠席委員

太田 修 大森茂利

4. 農地利用最適化推進委員

山本昌明	高田和之	時實乙伊	山崎 徹
大河原律夫	岡崎 浩	田中伸五	吉田 宏
大森幹男	時岡加卓	大森文生	山本祐章

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事務局 横見瀬 文子

事務局 藤原 敬士

事務局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地8筆「牛窓鹿忍2553」。面積「1,049㎡」。

「牛窓町鹿忍2573-1」。面積「804㎡」。

「牛窓町鹿忍2577-1」。面積「682㎡」。

「牛窓町鹿忍2604-1」。面積「587㎡」。

「牛窓町鹿忍4196」。面積「976㎡」。

「牛窓町鹿忍4266-1」。面積「576㎡」。

登記、現況地目「畑」。

「牛窓町鹿忍2814-1」。面積「1,043㎡」。

「牛窓町鹿忍4195」。面積「837㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「500m」。耕作面積は「0㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

譲受人は現在兵庫県にお住まいで、ご両親が住まれる家を探されていたところ、知人を介してこの度、譲渡人と話がまとまったものです。取得理由は息子にあたる譲受人ですが、耕作は主にご両親がなされるということで、野菜を作られる計画と伺っております。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地4筆「牛窓町長浜6889-21」。面積「744㎡」。

「牛窓町長浜6890-101」。面積「741㎡」。

「牛窓町長浜6890-102」。面積「741㎡」。

「牛窓町長浜6890-103」。面積「741㎡」。

登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「2,000m」。耕作面積「23,503㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在。「牛窓町長浜6890-5」。面積「964㎡」。登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「400m」。耕作面積「11,248㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「牛窓町長浜1112-1」。面積「722㎡」。登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「10m」。耕作面積「0㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【8番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在「牛窓町長浜4746」。面積「2,367㎡」。登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「1,000m」。耕作面積「20,626㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【9番案件】

〈取下げ〉

【10番案件】

農地までの距離「10m」。耕作面積「2,551㎡」。家族数及び耕作者数はいずれも「2名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【19番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地「長船町東須恵303-1」。面積「250㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「10m」。耕作面積「1,494㎡」。家族数及び耕作者数はいずれも「3名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【20番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地3筆「長船町磯上1688-1」。面積「862㎡」。

「長船町磯上1689-1」。面積「853㎡」。

「長船町磯上1690-1」。面積「361㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「28,300m」。耕作面積「828,956㎡」。

家族数及び耕作者数はいずれも「24名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【21番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地3筆「長船町磯上1688-1」。面積「862㎡」。

「長船町磯上1689-1」。面積「853㎡」。

「長船町磯上1690-1」。面積「361㎡」。

登記、現況地目「田」。

なお、区分地上権設定で10aあたり■ ■となっております。

【22番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地2筆「長船町磯上1806-1」。面積「1,273㎡」。

「長船町磯上1829-1」。面積「932㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「28, 100m」。耕作面積「828, 956㎡」。
家族数及び耕作者数はいずれも「24名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【23番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地2筆「長船町磯上1806-1」。面積「1, 273㎡」。
「長船町磯上1829-1」。面積「932㎡」。

登記、現況地目「田」。

なお、区分地上権設定で10aあたり■ ■となっております。

【24番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在「長船町磯上1561-1」。面積「1, 095㎡」。登記、
現況地目「田」。

農地までの距離「28, 800m」。耕作面積「828, 956㎡」。
家族数及び耕作者数「24名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【25番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在「長船町磯上1561-1」。面積「1, 095㎡」。

登記、現況地目「田」。

なお、区分地上権設定で10aあたり■ ■となっております。

【26番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在「長船町牛文298」。面積「1, 189㎡」。登記、現況
地目「田」。

農地までの距離「28, 300m」。耕作面積「828, 956㎡」。
家族数及び耕作者数「24名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

【27番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
農地の所在「長船町牛文298」。面積「1, 189㎡」。登記、現況地目「田」。
なお、区分地上権設定で10aあたり■■ ■■となっております。

【28番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
農地の所在「長船町牛文90-1」。面積「894㎡」。登記、現況地目「田」。
農地までの距離「28, 200m」。耕作面積「828, 956㎡」。
家族数及び耕作者数「24名」。取得理由は「増反」によるもの。
譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

【29番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
農地の所在「長船町牛文90-1」。面積「894㎡」。登記、現況地目「田」。
なお、区分地上権設定で10aあたり■■ ■■となっております。

【30番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
農地の所在「長船町牛文209-1」。面積「1, 138㎡」。登記、現況地目「田」。
農地までの距離「28, 100m」。耕作面積「828, 956㎡」。
家族数及び耕作者数「24名」。取得理由は「増反」によるもの。
譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

【31番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
農地の所在「長船町牛文209-1」。登記、現況地目「田」。
なお、区分地上権設定で10aあたり■■ ■■となっております。

【32番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地3筆「長船町土師941」。面積「1,369㎡」。
「長船町土師949-1」。面積「156㎡」。
「長船町土師950-1」。面積「1,253㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「25,300m」。耕作面積「828,956㎡」。
家族数及び耕作者数「24名」。取得理由は「増反」によるもの。
譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転による
もので10aあたり■ ■となっております。

【33番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地3筆「長船町土師941」。面積「1,369㎡」。
「長船町土師949-1」。面積「156㎡」。
「長船町土師950-1」。面積「1,253㎡」。

登記、現況地目「田」。

なお、区分地上権設定で10aあたり■ ■となっております。

【34番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地2筆「長船町八日市137-1」。面積「1,035㎡」。
「長船町八日市308-1」。面積「859㎡」。

登記、現況地目「田」。

農地までの距離「25,300m」。耕作面積「828,956㎡」。
家族数及び耕作者数「24名」。取得理由は「増反」によるもの。
譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転による
もので10aあたり■ ■となっております。

【35番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在地2筆「長船町八日市137-1」。面積「1,035㎡」。
「長船町八日市308-1」。面積「859㎡」。

登記、現況地目「田」。

なお、区分地上権設定で10aあたり■ ■となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件、について山本
昌明委員より説明をお願いします。

山本委員 1番案件について、譲渡人は現在施設に入所されていることから、耕作
ができない状況にあり、譲受人がすでに譲渡人の農地の一部を耕作され

ています。今回双方で売買の話がまとまったため申請に至ったもので、問題ないと考えます。

- 議 長 続きます、3番案件について、高田委員より説明をお願いします。
- 高 田 委 員 3番案件について、事務局から説明のあったとおり、譲受人が農地を取得し、両親を中心に世帯で耕作をするということで、問題ありません。
- 議 長 続きます、4番案件、5番案件、7番案件、8番案件について、時實委員より説明をお願いします。
- 時 實 委 員 4番案件について、譲渡人は面積を縮小したい意向があり、今回譲受人と話がまとまったことから申請があったものです。譲受人は現在息子と農業をされており、規模拡大を考えられていたことから、問題ありません。
- 5番案件について、譲受人は市外在住ですが、既に申請地の近隣農地で営農されており、規模拡大ということで問題ないと思います。
- 7番案件について、譲受人は市外在住ですが、勤め先が瀬戸内市ということで移住を考えられており、空き家を探されていました。候補の空き家に申請農地が隣接しており、所有者も譲渡人と同じであったことから話がまとまったものです、譲受人も農業に興味があり、家庭菜園を行いたいとのことで、問題ないと思います。
- 8番案件について、譲受人は酪農家で、自身で耕作もされており、稲藁が必要ということで規模拡大に至るものです。問題ありません。
- 議 長 続きます、9番案件、10番案件は取下げとなっております。
- 山 崎 委 員 11番案件、12番案件について、山崎委員より説明をお願いします。
- 11番案件について、譲渡人は高齢で管理等も困難ということで、この度、譲受人と話がまとまりました。
- 12番案件について、譲渡人は県外に在住で今後も帰ってくることはなく、今までも耕作は譲受人が行っていたということで、この度申請に至りました。問題ありません。
- 議 長 続きます、13番案件について取下げとなっております。
- 14番案件について、田中委員より説明をお願いします。
- 田 中 委 員 14番案件について、譲受人は現在農業者ではありませんが、この度譲渡人と話がまとまりました。申請地は譲受人宅の真横であり、家庭菜園をするということで、問題ありません。
- 議 長 続きます、15番案件、16番案件について、吉田委員より説明をお願いします。
- 吉 田 委 員 15番案件について、譲渡人は耕作をされておらず耕作放棄地になっております。隣接農地の譲受人がこの度耕作をされるということで話がまとまりました。

16番案件について、譲渡人と譲受人の関係は叔父と甥の関係であり、これまでも譲受人が耕作をしていましたが、譲渡人も高齢になり後継者もないということで、所有権移転し、今後も譲受人が耕作する形で話がまとまりました。問題ありません。

議長 続きまして、17番案件、18番案件、19番案件について、大森 幹男委員より説明をお願いします。

大森委員 17番案件について、譲受人が増反したいということで譲渡人と話がまとまりました。問題ないと思います。

18番案件について、譲受人の自宅隣で譲渡人の申請地があり、現在耕作放棄地になっており譲受人がこの度、耕作することで話がまとまりました。問題ないと思います。

19番案件について、申請地は譲受人の実家の隣接地であり、譲渡人も耕作をする予定がないとのことで話がまとまりました。問題ないと思います。

議長 続きまして、20番案件、21番案件、22番案件、23番案件、24番案件、25番案件、26番案件、27番案件、28番案件、29番案件、30番案件、31番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

時岡委員 20番案件、21番案件について、譲渡人と譲受人との間で売買が成立しており、隣地への支障ありません。また、農地へ太陽光発電パネルを設置するとのことで、これも支障がないと確認しております。

22番案件から31番案件につきましても、こちらと同じ内容ですので合わせて、ご審議願います。

議長 続きまして、32番案件、33番案件について、大森 文生委員より説明をお願いします。

大森委員 32番案件、33番案件について、農地で■ ■を栽培し、その上に太陽光発電装置を設置するというので、草刈り等は譲受人が行うそうです。隣地へ被害ありません。問題ないと思います。

議長 続きまして、34番案件、35番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 34番案件、35番案件について、この申請地は地区内でも耕作放棄地として悩ましい農地でした。今回譲受人が取得し、適切に耕作、管理をなされるとこのことで、隣地への影響、関係者の同意等問題ないと思います。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の2番案件と6番案件を除く、1番案件から35番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、6頁をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在地2筆「邑久町豊安162-2」。面積「213㎡」。

「邑久町豊安163-5」。面積「780㎡」。

地目「田」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 3棟
139.11㎡」。建ぺい率「24.80%」。

農地区分「第2種農地で10aあたり米360kg」。資金「■■ ■■」。隣
地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■■ ■■です。

位置図は資料11頁をご覧ください。

県立邑久高等学校のすぐ南に位置しています。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在地2筆「邑久町山田庄301-1」。面積「2,182㎡」。

「邑久町山田庄302-4」。面積「77㎡」。

地目「田」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 8棟
508.40㎡」。建ぺい率「29.50%」。

農地区分「第2種農地で10aあたり米420kg」。資金「■■ ■■」。隣
地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■■ ■■です。

また、開発案件になっております。

位置図は資料12頁をご覧ください。

アルファーエレクトロ工業株式会社のすぐ南東に位置しています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在地2筆「邑久町山田庄436-1」。面積「2,523㎡」。

「邑久町山田庄441-1」。面積「389㎡」。

地目「田」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 12棟
700.51㎡」建ぺい率「32.70%」。

農地区分「第2種農地で10aあたり米450kg」。資金「■ ■」。隣
地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地10aあたり■ ■です。

また、開発案件になっております。

位置図は資料13頁をご覧ください。

朝倉モータースのすぐ北西に位置しています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「邑久町向山609-1」。面積「1,254㎡」。

地目「田」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 4棟
294.68㎡」建ぺい率「24.20%」。

農地区分「第2種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣
地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。

また、開発案件になっております。

位置図は資料14頁をご覧ください。

瀬戸内市立今城小学校より西へ約200mの場所に位置しています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「長船町磯上1090-1」。面積「624㎡」。

地目「畑」。転用目的「露天資材置場」。施設の概要「資材置場
624㎡」。

農地区分「第2種農地で普通畑」。資金「■ ■」。隣地への被害はあ
りません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料15頁をご覧ください。

長船美しい森から北へ約800mの場所に位置しています。

【6番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在地3筆「長船町磯上1688-1」。面積「862㎡」。

「長船町磯上1689-1」。面積「853㎡」。

「長船町磯上1690-1」。面積「361㎡」。

地目「田」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 390.15㎡」。

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、賃貸借権設定で一時転用の案件で、農用地区域内農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料16頁をご覧ください。

日本マタイ株式会社岡山工場から東へ約300mの場所に位置しています。

【7場案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「長船町磯上1806-1」。面積「1,273㎡」。

地目「田」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 411.66㎡」。

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、賃貸借権設定で一時転用の案件で、農用地区域内農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料17頁をご覧ください。

日本マタイ株式会社岡山工場より南東へすぐの場所に位置しています。

【8番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「長船町磯上1829-1」。面積「932㎡」。

地目「田」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 386.15㎡」。

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、賃貸借権設定で一時転用の案件であり、農用地区域内農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料17頁をご覧ください。

日本マタイ株式会社岡山工場のすぐ南東に位置しています。

【9番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

農地の所在「長船町磯上1561-1」。面積「1,095㎡」

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、貸借権設定で一時転用の案件であり、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料21頁をご覧ください。

11番案件の申請地から南西へ約150mの場所に位置しています。

【13番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「長船町土師941」。面積「1,369㎡」。

地目「田」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 417.20㎡」。

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、貸借権設定で一時転用の案件であり、農用地区域内農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料の22頁をご覧ください。

土師郵便局から北東へ約500m場所に位置しています。

【14番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在2筆「長船町土師949-1」。面積「156㎡」。

「長船町土師950-1」。面積「1,253㎡」。

地目「田」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 422.46㎡」。

農地区分「第1種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地の被害はありません。

なお、貸借権設定で一時転用の案件であり、農用地区域内農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料の23頁をご覧ください。

土師郵便局から北東へ約350mの場所に位置しています。

【15番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。

土地の所在「長船町福里209-5」。面積「908㎡」。

地目「田」。転用目的「貸露天駐車場」。施設の概要「貸露天駐車場」。

農地区分「第2種農地で10aあたり米420kg」。資金「■ ■」。隣地の被害はありません。

- 議 長 続きます、5番案件について時岡委員より説明をお願いします。
- 時 岡 委 員 5番案件について、申請地は山林の中にあり、周辺も耕作されている方がいないため、問題ないと思います。
- 議 長 続きます、6番案件から14番案件については、農地に営農型太陽光発電装置の支柱を埋めることに伴う一時転用申請であり、先程の第2号議案でご審議いただいたとおりです。
- 大 森 委 員 続きます、資料7頁の15番案件、16番案件について、大森委員より説明をお願いします。
- 事 務 局 15番案件について、排水等、隣地の承諾も問題ないということです。
- 16番案件につきましては、前任者から報告を受けておりますので、事務局から説明させていただきます。
- こちらの申請地は3種農地であることから、基本的には転用が認められる農地であります。今回建売分譲住宅への転用ということで、地元の承諾も得られていることから、問題ないと考えます。なお、転用面積が市の開発条例及び県の諮問審査にあたりますので、工事の内容など、具体的な中身の審議については別途審議がなされる予定です。
- 議 長 続きます、8頁の19番案件について山本委員より説明をお願いします。
- 山 本 委 員 19番案件について、地元の役員、周辺地権者からも同意が得られているので問題ないと思います。
- 議 長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請について、1番から19番までの案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第5条許可申請の1番から19番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議 長 全員賛成ということで、承認します。
- 続きます、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、議案資料、9頁目、10頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とします。それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、1月の通常総会は、令和6年1月17日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

また、2月の通常総会は、2月14日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和5年度12月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和5年12月7日

議長 藤原 和 正

署名委員 由喜門 尊

署名委員 藤原 由 果